

ふくい空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県における空き家（古民家）の有効活用を通して、福井県への定住促進及び地域の活性化を図るため、ふくい空き家情報バンク制度（以下「空き家情報バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 空き家 主に居住を目的として建築された住宅（住宅部分の床面積が2分の1を超える併用住宅を含む。）で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）一戸建て住宅のうち、1950年以前に建築されたものまたは終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものとして「福井の伝統的民家」に認定されたもののうち、市町の空き家情報バンクに掲載されているもの（掲載予定のものを含む。）をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家情報バンク 空き家の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報の提供を行うシステムをいう。

(4) 媒介業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）法第2条第3号に掲げる者で、かつ、所有者等と媒介契約を締結している者をいう。ただし、空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録しその情報を公開することについて、所有者等から同意を得ている者に限る。

(5) 成約 空き家の売買または賃貸の契約が成立したことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家等の情報の登録)

第4条 空き家情報バンクへの空き家に関する情報の登録を希望する所有者等又は媒介業者は、空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）を登録を希望する空き家の所在地の市町長を経由して提出しなければならない。その際、提出する書類については、市町長が要綱等により定めるものを添付して提出するものとする。

2 所有者等の代理で媒介業者が登録の申請をするときは、前項に定める書類の他、空き家情報バンクの代理登録申請書（様式第1号別紙）を併せて提出するものとする。

3 市町長は、第1項の規定による登録の申請があったときは、その内容を確認の上、空き家情報バンク登録申請進達書（様式第2号）に第1項および第2項で定める書類を添付して、知事に進達しなければならない。

4 知事は、前項の規定による登録の申込みを受理したときは、その内容を確認の上、空き家情報バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録しなければならない。

5 知事は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第2号）を当該申請者に通知する。

6 知事は、第3項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく登録変更申請書（様式第4号）を登録を受けた空き家の所在地の市町長を経由して提出しなければならない。その際、提出する書類については、市町長が要綱等により定めるものを添付して提出するものとする。

2 所有者等の代理で媒介業者が変更の申請をするときは、空き家情報バンクの代理登録変更申請書（様式第4号別紙）を併せて提出するものとする。

3 市町長は、第1項の規定による登録の申請があったときは、その内容を確認の上、空き家情報バンク登録変更申請進達書（様式第5号）に第1項および第2項で定める書類を添付して、知事に進達しなければならない。

(空き家台帳の登録の取消し)

第6条 登録者は、当該空き家が成約したとき又はそれ以外の事由により空き家情報の登録を取消ししたいときは、空き家情報バンク取消申請書（様式第6号）を登録を受けた市町長を経由して提出しなければならない。その際、提出する書類については、市町長が要綱等により定めるものを添付して提出するものとする。

2 市町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、前項で定める書類を添付して知事に進達しなければならない。

2 所有者等の代理で媒介業者が変更の申請をするときは、空き家情報バンクの代理取消申請書（様式6号別紙）を併せて提出するものとする。

3 市町長は、第1項の規定による登録の申請があったときは、その内容を確認の上、空き家情報バンク登録取消申請進達書（様式第7号）に第1項および第2項で定める書類を添付して、知事に進達しなければならない。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を取消しするものとする。

(1) 前項に規定する届出があったとき。

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) 登録から2年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合はこの限りでない。

(4) その他登録することが適当でないときと知事が認めたとき。

5 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家情報バンク取消し通知書（様式第8号）により当該登録者に通知する。

(利用希望者情報等の公開)

第7条 利用希望者は、利用の情報および利用を希望する物件の情報（以下「利用希望者情報等」という。）を空き家情報バンクに公開することを希望するときは、空き家情報バンク利用希望者情報等登録申込書（様式第9号）により知事に申し込まなければならない。

2 知事は、前項による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適切であると認めるときは、利用希望者情報等を空き家情報バンクに公開するものとする。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録情報等の公開を取消しするものとする。

- (1) 利用希望者から公開取消しの申出があったとき。
- (2) 公開から1年を経過したとき。ただし、経過後改めて申込みを行った場合はこの限りでない。
- (3) その他公開することが適当でないときと知事が認めたとき。

(公開等)

第8条 知事は、必要に応じ、利用希望者に対して空き家情報バンクに登録された情報を提供するものとする。

2 知事は、登録者及び利用希望者が行う空き家等の購入、賃貸借等に関する交渉並びに契約については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第9条 登録者及び利用希望者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取消しされた後においても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を知事の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、利用終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、知事に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。